

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請がされたことに伴う 施設利用及び事業・イベントに係る対応方針

令和3年4月21日

草加市新型コロナウイルス対策本部

埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請がされたことに伴い、本市では、一部の施設を除き、令和3年5月1日より市内公共施設の利用及び事業・イベントの制限について次のとおり見直します。

1. 対象期間

・令和3年5月1日(土)～令和3年5月31日(月)

※4月30日までは、令和3年3月19日開催草加市新型コロナウイルス対策本部会議で決定された対応とします

2. 対象施設及び事業・イベント

・市内公共施設及び学校開放施設

・市(委託業者を含む)及び実行委員会等が実施する事業やイベント

3. 対応内容

・午後9時までの施設利用を可とします

・午後9時までの事業・イベントの開催を可とします

※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン(令和3年4月21日改定)」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。